

令和3年11月11日  
土木部工事第二課

議会の委任による専決処分の報告  
(歩行者の負傷事故に係る損害賠償額の決定)

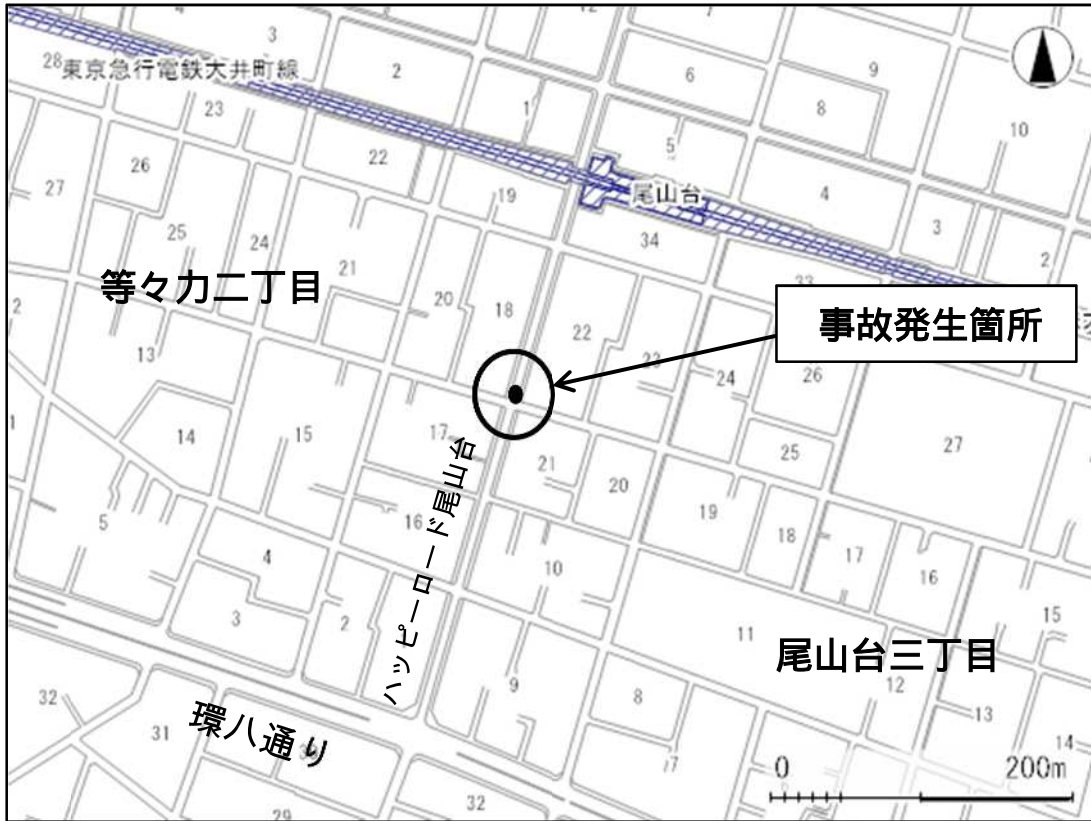
1 事故の概要

- (1) 発生日時 平成31年4月25日(木)午後2時頃  
(天気:曇り)
- (2) 発生場所 世田谷区尾山台三丁目22番4号先区道(裏面参照)
- (3) 相手方 乙( )
- (4) 事故内容 尾山台三丁目22番4号先の世田谷区(以下「甲」という。)管理区道において、工事第二課の職員が路面のブロックの補修作業を行う為、ブロックをハンマーで叩いていたところ、割れたブロックの破片が飛び、歩道を歩いていた乙に当たり右頬を負傷した。
- (5) 損傷の程度 右頬部挫傷 右頬部挫創
- (6) 過失割合 甲 10割 ・ 乙 0割

2 乙への損害賠償額 116,300円  
(特別区自治体総合賠償責任保険により全額補てんされる。)

3 専決処分日 令和3年10月27日

# 事故発生現場案内図



# 事故発生現場詳細図

